

千葉県警察情報公開・個人情報保護主任等運用要領の制定について

平成14年5月10日

例規(文)第50号警察本部長

[沿革] 平成19年4月例規(文)第39号改正

平成22年3月例規(警)第12号改正

千葉県警察情報公開・個人情報保護主任等運用要領

第1 目的

この要領は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づく行政文書の開示等の事務及び千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)に基づく個人情報の開示等の事務(以下「開示等の事務」という。)に当たる責任者等に関し必要な事項を定め、情報公開及び個人情報保護の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 情報公開・個人情報保護主任等

1 情報公開・個人情報保護主任

(1) 開示等の事務の適正かつ統一的な実施を図るため、県本部庶務担当課に情報公開・個人情報保護主任を置くものとし、庶務担当課長が所属する課長補佐以上の職にある者の中から指名する。

(2) 情報公開・個人情報保護主任は、庶務担当課長の指揮を受け、部内における開示等の事務の連絡、調整及び指導を行うものとする。

2 情報公開・個人情報保護担当者

(1) 所属に情報公開・個人情報保護担当者(以下「担当者」という。)を置くものとし、県本部にあっては課長が所属する課長補佐以上の職にある者の中から指名し、署にあっては警務課長をもって充てる。

(2) 担当者は、所属長の指揮を受け、関係所属及び所属内の開示等の事務の連絡及び調整に当たるものとする。

3 情報公開・個人情報保護担当補助者

(1) 所属に情報公開・個人情報保護担当補助者(以下「担当補助者」という。)を置くものとし、所属長が所属する職員の中から指名する。

(2) 担当補助者は、担当者の業務の補助に当たるものとする。

第3 情報公開・個人情報保護主任会議

総務部広報県民課長は、所属間の連携を図り、開示等の事務の円滑な運営に必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護主任会議を開催するものとする。

第4 報告

所属長は、人事異動、疾病その他やむを得ない事由により、情報公開・個人情報保護主任等に変更が生じた場合は、その都度、速やかに総務部広報県民課長を経由して本部長に報告するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、千葉県警察情報公開・個人情報保護主任等の運用に関し必要な事項は、別に定める。